

## 指名競争入札における配置予定技術者確認申請書について

開札の結果、請負予定金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上である場合は、落札決定を保留し、「配置予定技術者確認申請書」の提出を求め、配置予定技術者が営業所専任技術者や他の工事に配置している技術者（特例監理技術者を配置する場合にあつては、特例監理技術者に代わり、監理技術者補佐）又は現場代理人でないことを確認します。「配置予定技術者確認申請書」は、落札決定保留後、指定した日までにご提出願います。確認が取れない場合は、入札を無効とします。

配置予定技術者は、以下の条件を満足するものでなくてはなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札執行通知において示す現場施工に着手する日において、当該工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札執行通知において示す現場施工に着手する日において
  - ① 営業所専任技術者でないこと
  - ② 他の工事に配置している技術者又は現場代理人でないこと（特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置できること）
  - ③ 他法令により専任が求められているもの（建築士事務所を管理する建築士等）でないこと

また、落札決定後、何らかの理由により、入札執行通知において示す現場施工に着手する日までに、配置予定技術者確認申請書に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合、他の技術者を配置できるのであれば、契約を継続します。ただし、監理技術者から特例監理技術者に変更する場合又は特例監理技術者から監理技術者に変更する場合において、同一の技術者が監理技術者又は特例監理技術者として従事する場合は技術者の変更にあたらないものとします。なお、入札執行通知において示す現場施工に着手する日までに、他の技術者を配置できない場合は、契約を解除します。この場合、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止を行います。